

改元に関する各種対応について

改元に関するQ & A

Q. 「平成」が記載されている帳票・書式類はそのまま使用できますか？

改元後も「平成」が記載されている帳票・書式類はそのままご使用いただけます。そのままご使用いただく場合は、平成「31」年とご記入ください。

新元号に訂正する場合は、下記のとおり「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。

【例】 そのままご使用いただく場合：平成 31 年 5 月 7 日

新元号に訂正する場合 ：〇〇（新元号）

~~平成~~ 1 年 5 月 7 日

※. 「1年」、「元年」どちらでも可

Q. 「平成」が記載されている帳票・書式類を新元号に訂正する場合、訂正印は必要ですか？

原則、訂正印は不要ですが、書類によってはお取引印（場合により実印）による訂正をお願いすることもございますのでご理解いただきますようお願いいたします。

Q. 「平成」が記載されている手形・小切手はそのまま使用できますか？

改元後も「平成」が記載されている手形・小切手はそのままご使用いただけます。そのままご使用いただく場合は、平成「31」年とご記入ください。

新元号に訂正する場合は、下記のとおり「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。その際、訂正印は不要です。

【例】 そのままご使用いただく場合：平成 31 年 5 月 7 日

新元号に訂正する場合 ：〇〇（新元号）

~~平成~~ 1 年 5 月 7 日

※. 「1年」、「元年」どちらでも可